

COVID -19 Newsletter

May 11, 2020

COVID-19: 契約上の「不可抗力」事由の該当如何

新型コロナウイルス(以下「COVID-19」という。)の急速な拡散は、経済、社会の全般に大きな影響を与えています。特に、企業活動に関連しては、実体経済の低迷による全般的な景気の下落に対する懸念を生んでいるだけでなく、資金調達または原資材の需給の困難、各国における入国制限による人的交流の困難、社会的距離の確保に向けた在宅勤務がもたらす新たな業務形態への適応の難しさなど、様々な問題が発生しています。

このような問題に関して、特に多くの企業らが、COVID-19の拡散による環境の変化が契約上の『不可抗力 (Force Majeure)』に該当するか否かについて関心を持っています。

1. 不可抗力に対する法院(裁判所)の判断基準

不可抗力については、民法と商法では一部の条文において「不可抗力」という用語を用いています。しかし、どのような場合が「不可抗力」に該当するかにつき、法で具体的に定めてはいないため、「不可抗力」に該当し得る要件については、解釈に委ねています。

大法院(最高裁)は、工事請負契約に基づく遅滞償金の発生の有無に関連し、『いわゆる通貨危機およびそれによる資材確保における支障等は、そのような不可抗力的な事情であるとみることができず、天災地変に準ずる異例的な場合でなければ、遅滞償金の免責事由とすることはできないと言える』とし(大法院2002年9月4日宣告2001ダ1386判決参照)、不可抗力の認定範囲を非常に制限的に解釈しています。

さらに、大法院は、東日本大震災と津波による部品調達の遅延により電気機関車供給契約に基づく納品が遅れた事案において、東日本大震災と津波が日本産業に打撃を与えたものと思われるが、部品調達の遅延に直接的な被害を与えたとみるのは難しいという理由で、不可抗力を否認しました(大法院2018年11月29日宣告2014ダ233480判決)。

上記の判例の立場を考慮すると、法院は『契約は守らなければならない』という大原則の下、契約を締結する意思決定をしたときには、ある程度の事情変更が発生し得るリスクを各契約当事者が負担すべきとする前提で、単純に契約の履行が難しかったという事情だけでは、不可抗力を認めるには足りず、当事者が「該当事由の発生を予見することが不可能であって、可能な全ての手段を動員してもこれを回避することができず、該当事由が債務の不履行と直接的に因果関係を有する非常に制限的な場合に限定」して不可抗力に該当すると判断するものと思われます。

ただし、現在のCOVID-19による状況が非常に嚴重であり、国内外の経済に及ぼす悪影響と不確実性の極大化が前例がないほど深刻であるという点を考慮すると、法院がCOVID-19と関連し、不可抗力を従来よりもさらに広い範囲で認める可能性を排除することもできません。

2. 実際の契約関係への適用

法院では不可抗力に対する判断基準を比較的厳格に適用しているものの、契約である事情を不可抗力の事由に該当するものと明示しているのであれば、当事者らの意思に応じて不可抗力の条項が適用され得るといえます。また、COVID-19が契約の解釈上不可抗力の事由に該当しないとしても、状況によっては、これを別の不可抗力事由とみる、または他の理論を主張して責任から免れることができるか否かについて検討すべきであるといえます。

これにより、以下では各々の場合を別途検討してみました。

(1) 契約において不可抗力事由として明示されている場合

契約においてCOVID-19を不可抗力事由として明示していたのであれば、COVID-19による影響が契約の解釈上不可抗力に含まれ得るといえます。勿論、最近締結する契約では、このようにCOVID-19を不可抗力事由と明示する場合もあるものの、従前締結された契約では、当然COVID-19を不可抗力事由として明示してはいないと思われます。しかし、「伝染病の猖獗」を不可抗力事由に含めているのであれば、COVID-19が契約上「伝染病の猖獗」に該当するかについては、検討が必要であるといえます。

これと関連し、国土交通部は2020年2月28日付の報道資料を配布し、COVID-19への対応状況を民間建設工事標準請負契約書第17条による「伝染病等の不可抗力の事態により契約履行が著しく困難な場合」として有権解釈しています。

ところで、具体的な場合においてCOVID-19が伝染病の猖獗による不可抗力の事由に該当するか否かについては、該当契約の履行にCOVID-19が及ぼす影響、そのような影響を最小化するための当事者らの努力等の契約に関連する諸事情を考慮して判断すべきものであるため、上記の有権解釈のみに基づいてCOVID-19が契約に含まれている「伝染病の猖獗」として不可抗力事由に該当すると断定することはできないといえます。

(2) 法令の規定による義務履行の不可

契約によっては、不可抗力の事由により法令の規定または政府機関の（拘束力のある）命令に基づく場合を含んでいる場合があります。このような場合には、具体的な事情により、契約の履行ができないことが不可抗力事由に該当する可能性があります。

例えば、特定の日に物を納品すべき契約と関連し、納品をすべき事業者の事業所に対して「伝染病の予防および管理に関する法律」に基づく一時的な閉鎖措置が行われ、それにより物を納品できなかったのであれば、これは法令に基づく政府機関の命令によるものとして、事業者に対し責任を問うことができない事情として判断される可能性があります。

しかしながら、法令または政府機関の命令に従うことによって契約を履行できなかったとしても、他の措置をとることができる事情はないか、そのような状況を予防するために、合理的に必要な措置をとったのか等の諸事情によっては、不可抗力事由として認められない可能性もまた存在します。例えば、出入者に対して体温検査等の措置をとらないことにより、高熱を伴う感染者が事業所に入りし、これにより多数の感染者が事業所に発生してしまったのであれば、これを理由とする事業所閉鎖に対し不可抗力事由の主張をするのは難しいものと思われる。

(3) 天災地変の該当如何

不可抗力と関連し契約書に「天災地変、戦争、暴動その他の当事者が統制不可能な責任のない事由」が記載されている場合が多々あります。COVID-19については、天災地変に該当するかが問題になり得ます。

災難および安全管理基本法（以下「災難安全法」という。）は、災難を「自然災難」と「社会災難」として区別し、台風、洪水、豪雨、地震、藻類大発生（algal bloom）、火山活動等の自然現象によって発生する災害を「自然災難」として分類し、感染症の拡散は社会災難として区分しています。このうち自然災難は、通常使用される「天災地変」と同様のものと理解されるため、自然災難とは区分され社会災難として定義されている感染症の拡散は、天災地変に該当しないと判断される可能性があります。

一方、「その他当事者が統制不可能な責任のない事由」に該当するかについても問題となるものの、上記で検討したとおり、法院が不可抗力事由の該当の有無について厳格に見極めているという点を考慮すると、立証の負担が相当高いものと思われる。また、COVID-19が「統制不可能な事由」に該当するとしても、COVID-19による業況の不振が契約の履行に影響を及ぼす事由になり得るかには、議論の余地があり得ます。

(4) 契約上の特別な規定がない場合

契約において不可抗力事由に対して定めていない場合には、契約の不履行につき責任を負わなければならないことが原則となります。

しかし、このような場合にも、契約の当事者は、事情変更の原則を主張することを考慮することができます。すなわち、契約成立の基礎となる事情が著しく変更され、当事者が契約の成立当時に、これを予見することができず、それにより契約をそのまま維持することが当事者の利害に重大な不均衡をもたらす、または契約を締結した目的を達成できない場合には、事情変更を理由とする解除または解約を主張することができます。ただし、事情変更の原則は、契約遵守の原則の例外として認められるものであるため、事情が変更されたことが契約に及ぼす影響が著しいものでなければならず、そのような変更について当事者の責に帰する事由があってはならず、かつその影響が相当な期間継続して持続する等の厳格な要件を遵守することができる場合にのみ、事情変更の原則は認められるといえます。

また、法院は、上記の東日本大震災に関連する事例において、不可抗力事由に該当しないと判断しながらも、損害賠償額の予定である遅滞償金に関しては、遅滞の事由を考慮して遅滞償金を減額すべきであると判断しているため、COVID-19によって契約の履行ができない事情があったのであれば、このような事情を積極的に主張してみる必要があります。

上記の内容につき、ご質問等がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。より詳細な内容について対応させていただきます。

Contacts

[日本チーム]

☎ +82-2-316-4114

✉ jpg@shinkim.com

[租税アドバイス部門]



柳明鉉
先任外国弁護士

☎ +82-316-4276

✉ mhryu@shinkim.com



趙中一
パートナー

☎ +82-316-2117

✉ cicho@shinkim.com

SHIN & KIM 法務法人(有)世宗

The content and opinions expressed within Shin & Kim LLC's newsletter are provided for general informational purposes only and should not be considered as rendering of legal advice for any specific matter.